部名
 課かい名
 地域保健課

 事務事業名
 地域医療の連携及び推進に関する事務

地域医療の連携及び推進にあたり、市民の健康、医療充実を深めるための機会創出等の地域に寄与する事業を行う医療関係団体(茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会)に対し補助金を交付します。 さらに、産科医師等に対し分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて産科医師等の確保を図ります。

次に救急医療については、メディカルコントロール協議会等において、救急搬送活動の充実を図り、救命医療の円滑な運営を支援します。

また、救急医療体制の円滑な運営及び、救急医療機関の負担軽減を目的に眼科救急医療運営費補助金を交付します。

なお、外国籍県民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍県民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費について補助します。

事業概要

次に災害医療については、大規模災害が発生した際には医療関係団体と連携し、応急手当やトリアージなどの医療救護活動を行います。茅ヶ崎市災害時医療救護所活動マニュアルをより実効性のあるものに改訂するため、医療関係団体との協議を継続します。

災害医療の実務経験等を有する災害医療コーディネーターをはじめ、医療関係団体から選出された委員により、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を開催し、有事の際の地域における医療救護体制の強化について検討を進めます。

最後にその他保健衛生関係の協議会等を通じて市民の健康増進を図ります。

また、市民自らの健康管理や健康状態について相談や、適切なアドバイスが受けられるかかりつけ医制度の 定着を促進します。

							沅	動	時其	月				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	医療関係団体補助事業(申請の受付、交付決定、実績報告の検証)	事務作業全般												
2	産科医分娩手当(申請受付、実績報告等の受付、補助金交付)	事務作業全般												
3	産科医分娩手当(県への申請、実績報告書の提出)	事務作業全般												
4	湘南地区メディカルコントロール協議会への参画	審議会												
5	救急医療機関外国籍市民対策事業の県との調整	事務作業全般												
6	対象医療機関への該当有無の調査及び申請書受領	事務作業全般												
7	救急医療機関外国籍市民対策事業の予算措置の検討	庁内調整・会議												
8	医療機関への交付決定とその実績報告	事務作業全般												
9	三師会から医療救護所担当医療従事者名簿の取得	通知等発送												
10	災害時備蓄医薬品の購入、入替	事務作業全般												
11	災害時医療救護活動の体制強化事業	庁外調整・会議												
12	茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催	庁内調整・会議												
13	神奈川県医療対策協議会への参加及び支援	審議会			······									
14	藤沢市民病院地域医療支援委員会への参加及び支援	審議会			h									
15					l									

法的 実施根拠	あり
	茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則
	茅ヶ崎市保健所地域保健課所管に係る補助金交付要綱
	神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(医療分)交付要綱
	茅ヶ崎市産科医師等分娩手当補助金交付要綱
	湘南地区メディカルコントロール協議会要綱
	補助金の交付等に関する規則(神奈川県規則)
	救急医療機関外国籍県民対策費補助要綱
	救急医療機関外国籍県民対策費補助事務取扱要領
	- 茅ヶ崎市地域防災計画
	茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議設置要綱
	茅ヶ崎市災害医療コーディネーター設置要綱
	神奈川県保健医療計画
根拠法令 抜粋	藤沢市民病院地域医療支援委員会規則

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	地域保健の連絡調整	とに関する事 剤	务	

地域保健と職域保健を担う組織の連携により、勤労者の健康の向上と生涯を通じた継続 的な健康管理の支援を行います。

管内における母子保健事業が円滑かつ効果的に行われるよう、管内の母子保健関係機関が連携し、切れ目ない支援が実施できるよう、母子保健連絡会、母子保健推進会議、

母子保健関連研修会等を実施します。

長期に療養が必要とされる等の養育上の配慮が必要な児に対して、地域における養育体制を整備するため、地域における課題分析や必要な資源の開拓等を関係機関と協働し取り組みます。

事業概要

この他、神奈川県の小児慢性特定疾病医療費助成制度の医療費支給認定申請にかかる経由事務等を行います。

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月 5月				8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	(地域・職域連携)協議会	庁外調整・会議												
2	(地域・職域連携)研修会(適時開催)	市民等向け研修・講座												
3	(管内母子保健施策)市町母子保健連絡会(茅ヶ崎市/寒川町)	庁内調整・会議												
4	(管内母子保健施策)母子保健推進会議	庁外調整・会議												
5	(管内母子保健施策)研修会 (養育困難事例検討会)	職員向け研修												
6	(養育支援事業)キッズハート→自主開催支援	相談・問合せ対応												
7	(養育支援事業)医療的ケア児支援の市・町への支援(後方支援)	庁内及び庁外調整												
8	(保健指導・健康相談事業)依頼・相談対応	相談・問合せ対応												
9	(神奈川県経由事務)小児慢性特定疾病医療費助成の経由事務に関すること	事務作業全般												
10	(神奈川県経由事務)母体保護統計に関すること	統計調査・集計												
11														
12														
13														
14														
15												1		

法的 実施根拠	あり
	・地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針
	・健康増進法第9条の健康診査等指針
	・地域保健医療等推進事業の実施について(令和2年3月31日付け厚生労働省健康局長通
	知)
	・母子保健施策の実施について(平8.11.20付児発第933号)
	・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体
	制の整備について(平23.7.27付児総発0727第4号・雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均
	等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知)
	・茅ヶ崎市保健福祉サービス連携調整会議設置要綱
	厚生労働省「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推 進について
	・茅ヶ崎市養育支援事業実施要領(平成29年4月1日施行)
	健康増進法
根拠法令	
抜粋	

部名	保健所	課かい名	地域保健課]
事務事業名	医師その他医療関係	 系従事者の免割	 件に関する事務	

国家試験合格者が医師免許等を取得する際に提出される申請書を受理し、国から送付された免許証を申請者に交付します。

また、上記免許証の籍訂正・書換交付申請書の受理及び申請者への交付や、毀損・亡失の際の再交付申請書の受理及び申請者への交付、籍の抹消申請書の受理事務を行います。

事業概要

): //	括動	畤	钥	活動時期						
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月			
1	医師免許等の申請受付及び免許証交付	申請等受付															
2	籍訂正・書換交付申請書の受理及び申請者への交付	申請等受付															
3	毀損・亡失の際の再交付申請書の受理及び申請者への交付	申請等受付															
4	籍の抹消申請書の受理	申請等受付															
5																	
6					ļ												
7					ļ												
8																	
9																	
10				<u></u> -													
11																	
12																	
13				ļ													
14				ļ													
15				<u> </u>													

法的 実施根拠	あり
	医師法
	歯科医師法
	薬剤師法
	保健師助産師看護師法
	臨床検査技師等に関する法
	診療放射線技師法等
根拠法令 抜粋	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	医事等に関する事務	女		

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名 (薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得るため、2 年に1回、調査を実施します。

また、医療関係業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士についても、氏名・住所・その他厚生労働省令で定める事項による分布を明らかにし、就業者の実態を把握し、就業者に対する指導監督や需給バランス等看護行政の推進に資することを目的に、2年に1回、調査を実施します。

事業概要

次に病院等の施設の開設等の手続きについては、許可や届出等に関して指導等を行い適 正化を図るとともに、医療法第25条等に基づく立入検査を実施し、不適合項目に対しては 指導を行い適正化を図ります。

最後に医療に関する患者・住民の苦情、心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、 その他の医療を提供する施設に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助 言、情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住 民の医療に対する信頼を確保するため、医療安全相談窓口を設置運営します。

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	医師・歯科医師・薬剤師調査の実施	統計調査・集計												
2	業務従事者届の実施	統計調査・集計												
3	病院等の許可及び届出等	申請等受付												
4	病院に対する医療法第25条に基づく立入検査	現場調査・訪問等												
5	診療所に対する医療法第25条に基づく立入検査等	現場調査・訪問等												
6	施術所等の開設届出等の受理	申請等受付												
7	医療安全相談の実施(祝日を除く毎月曜日、木曜日)	相談・問合せ対応												
8	衛生検査所に対する臨床検査技師等に関する法律に基づく立入検査	現場調査・訪問												
9													[
10														
11														
12														
13					1							[[
14					ļ									
15				†·	ļ									

法的 実施根拠	あり
	統計法
	医師法
	歯科医師法
	薬剤師法
	保健師助産師看護師法
	歯科衛生士法
	歯科技工士法
	医療法
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
根拠法令 抜粋	柔道整復師法
	臨床検査技師等に関する法律

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	保健衛生に係る表章			

公衆衛生・医療・薬事その他の保健衛生の推進に寄与している個人、施設等の表彰を行い、保健所管内における保健衛生の意識の向上を図ります。

なお、茅ヶ崎市保健衛生功労者表彰(保健所長表彰)の受賞者より、神奈川県保健衛生表彰(知事表彰)を推薦しております。

事業概要

						活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月			
	各団体への推薦依頼	事務作業全般															
	決定通知	事務作業全般															
3	保健衛生功労者表彰式の開催	事務作業全般															
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12			<u> </u>	<u> </u>		L											
13																	
14																	
15																	

根拠法令 抜粋

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	保健衛生に係る統訂	十事務		

保健衛生の基礎資料として目的別に次の調査を行います。

一つ目として、医療行政の基礎資料を得るため、病院及び診療所について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握することを目的とした「病院報告」の実施、医療施設の診療機能を把握し、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」を実施するとともに全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」を実施します。

また、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにする「患者調査」、さらに受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査する「受療行動調査」を実施します。

二つ目として、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とし、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときに戸籍窓口で作成される人口動態調査票をとりまとめて報告します。

三つ目として、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な 基礎資料を得るために3年に一度の大規模調査またはその中間の各年においては簡易調査を実施します。

事業概要

また、社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を得るために、生活の支え合いに関する調査、全国家庭動向調査、世帯動態調査、出生動向基本調査、人口移動調査の5つの調査を5年のローテーションで実施しています。

次に国民の身体状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、身体状況調査(身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・問診)、栄養摂取状況調査(世帯状況・食事状況・食物摂取状況・1日の身体活動量)、生活習慣調査(食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康等)を実施します。

最後に、歯科保健状況を把握し、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21において設定した目標の評価等、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、「歯科疾患実態調査」を実施します。

					活動時期												
	活動名	活動種別		5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月			
1	病院報告/医療施設動態調査(毎月)	統計調査・集計															
2	医療施設静態調査(3年毎)	統計調査・集計															
3	患者調査/受療行動調査(3年毎)	統計調査・集計															
4	人口動態調査(毎月)	統計調査・集計															
5	国民生活基礎調査の実施	統計調査・集計															
6	社会保障・人口問題基本調査の実施	統計調査・集計												[]			
7	国民健康・栄養調査の実施	事務作業全般		·													
8	歯科疾患実態調査(5年毎)	事務作業全般															
9					i												
10					i												
11					i									[]			
12					i												
13				[<u> </u>									[
14				[i												
15				i	i								 				

法的 実施根拠	あり
	統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項
	医療法施行令
	医療施設調査規則
	患者調査規則
	人口動態調査令
	人口動態調査令施行規則、戸籍法、戸籍法施行規則、死産の届出に関する規程、死産届書、死産届書、死産証 書及び死胎検案書に関する省令
	国民生活基礎調査規則
	健康增進法、健康增進法施行規則
	歯科口腔保健の推進に関する法律
根拠法令 抜粋	
拔秤	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	休日夜間急患診療事	事業に係る事績	次	

事業概要

			活動時期											
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	地域医療センター(医科)運営業務委託の契約	伝票処理・契約事務												
2	地域医療センター(歯科)運営業務委託の契約	伝票処理・契約事務		Ĭ										
3	地域医療センター(調剤薬局)運営業務委託の契約	伝票処理・契約事務		Ī						i				
4	地域医療センター実績報告の受領	申請等受付												
5	次年度予算検討	検討												
6					ļ·									
7														
8				-										
9					ļ·									[
10					ļ·					l'				[
11					ļ·									
12				ļ	ļ·									[
13			T	Ĭ	<u> </u>	[[[[[
14				ļ	i					i				
15														[

法的	+ 11
法的 実施根拠	あり *** ********************************
	・国の救急医療対策事業実施要綱
	・茅ヶ崎市地域医療センター条例
根拠法令	
根拠法令 抜粋	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	献血事業に関する事	事務(骨髄移植	ドナー支援、臓器移植普及	と 促進事業を含む)

献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、献血の機会を提供し、事業が円滑に行われるように協力と、一層の献血運動の推進を図ることを目的とした厚生労働大臣による表彰又は感謝状の贈呈及び日本赤十字社による表彰のため、管内において献血事業の推進に寄与している団体の推薦事務を行います。

また、公益財団法人日本骨髄バンクの骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った者及び、その者が勤務する事業所に対し奨励金の交付を行い、骨髄バンク事業の推進を図り、赤十字血液センター、公益財団法人日本骨髄バンクと連携し、ドナー登録会の機会を提供し、事業の推進に協力します。

事業概要

さらに、腎・アイバンクをはじめ、臓器移植等の普及促進に協力します。

						活動時期												
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月				
1	献血バス配車日程の調整及び献血	事務作業全般																
2	献血協力各種団体との調整	事務作業全般																
3	市の広報紙及びHPによる周知	周知・広報																
4	日本赤十字社に献血事業に寄与する団体を推薦	事務作業全般												[
5	神奈川県に厚生労働大臣表彰候補者を推薦	事務作業全般																
6	神奈川県に知事表彰候補者を推薦	事務作業全般																
7	骨髄ドナー支援事業奨励金交付	申請等受付																
8	ドナー登録会の調整及び開催	庁外調整・会議												[
9	腎・アイバンク負担金(公益財団法人かながわ健康財団)	伝票処理・契約事務								l'								
10	ポスター等による広報	事務作業全般																
11														 				
12																		
13			T	ļ	[[[[<u> </u>				
14	*													<u> </u>				
15			T	ļ	[[[<u> </u>				

法的	あり	
実施根拠	 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	\neg
	さいの名はに関する社会	
	蔵器の移植に関する法律	
	多植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	
根拠法令		
根拠法令 抜粋		

部名	保健所	課かい名	地域保健課
事務事業名	地域医療センター旅	也設維持管理等	事業(大規模修繕を除く)

	地域医療センターの施設管理及び保守点検、修繕を実施します。
事業概要	

				活動時期											
	活動名	活動種別			5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	各種委託業務当年度契約	伝票処理・契約事	務												
2	職員、委託事業者等による運営・管理・保守点検	現場調査・訪問													
L	次年度予算検討	検討													
4	次年度委託業務入札準備	伝票処理・契約事	務												
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15													 	<u></u>	r

法的 実施根拠	あり
	・国の救急医療対策事業実施要綱
	・茅ヶ崎市地域医療センター条例
1=11-11-1	
根拠法令 抜粋	
J/X/1T	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	歯科保健に係る事業	¥		

保健所管内における歯科保健の充実及び関係機関等の連携強化を図るための推進会議・ 部会を開催し体制整備を行います。

オーラルフレイル対策推進のために、歯及び口腔の健康づくりを行う歯科ボランティア「8020運動推進員」の養成、育成及び活動支援を行うとともに、ミニディサロン等の場を活用して、民生委員等の地域の支援者や各種団体等と連携し、口腔機能向上等の普及啓発を図ります。

また、歯科保健事業従事者等や在宅歯科衛生士(茅ヶ崎・寒川地区歯科衛生士の会「ハッピーマウスの会」)に対して、人材育成や活動支援のための研修会や連絡会を開催します。

事業概要

この他、重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業、障害児者等歯科保健事業、フッ化物洗口普及事業及び歯周病予防対策事業等を実施します。

				活動時期										
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	茅ヶ崎市歯科保健推進会議及び部会	庁内及び庁外調整・会議												
L	8020運動推進員育成事業	養成・育成・活動支援												
3	在宅歯科衛生士活動支援事業	相談・人材育成等												
4	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業	検診・相談事業												
5	障害児者等歯科保健事業	検診・相談事業												
6	フッ化物洗口普及啓発事業	普及・啓発												
7	在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業	検診・相談事業												
8	歯周病予防対策事業	検診・相談事業												
9													[
10														
11														
12														
13				l										
14			<u> </u>	 	Ĭ]]	[[
15				ľ	ľ			 		ľ]	[[

法的 実施根拠	あり
JUNE IN INC.	地域保健法
	歯科口腔保健の推進に関する法律
	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例
	茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進に関する条例
	寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例
	茅ヶ崎市保健所歯科保健推進会議実施要綱
根拠法令	
抜粋	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	1
事務事業名	栄養改善の指導及び	が栄養調査に係	系る事務	

保健所管内における栄養・食生活対策の推進を図るために、健康増進法及び茅ヶ崎市小規模特定給食施設における栄養管理に関する条例等に基づき、管内給食施設に対する実地調査を行う他、関係機関・団体と連携協働しながら、地域資源の活用や人材育成を行い、地域の特性に応じた健康づくりを推進します。

具体的には、特定給食等指導事業、地域食生活対策推進協議会、食生活改善推進団体等の育成及び支援、専門的栄養指導、栄養成分表示等普及啓発及び活用推進を行います。

事業概要

							汽	舌動	畤	明				
	活動名	活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1	地域食生活対策推進協議会及び部会(不定期)	庁外調整・会議												
2	食生活改善推進団体等(茅波会)の支援	相談・問合せ対応												
3	地域活動栄養士の活動支援	相談・問合せ対応												
4	給食施設届出書等の届出書の受理	現場調査・訪問												
5	特定給食施設実地調査・指導及び講習会(全体、種別)	現場調査・訪問、啓発												
6	給食施設栄養管理報告書の手続き	事務作業全般												
7	栄養成分表示に係る相談・指導、普及啓発	相談・問合せ対応												
8	特別用途食品の表示に係る相談	相談・問合せ対応												
9	誇大表示等の禁止に係る表示等適正化指導	相談・問合せ対応												
10	各種疾病別栄養指導教室の協力(依頼時実施)	相談・問合せ対応												
11	個別食生活相談及び訪問食生活相談(依頼時実施)	相談・問合せ対応												
12	食生活支援担当者研修会(実施時期変動あり)	市民等向け研修・講座												
13	茅ヶ崎市及び寒川町の食育計画の推進支援	庁内調整・会議												
14	栄養業務連絡会議	庁外調整・会議												
15	管理栄養士実習生指導	養成・育成・活動支援												

法的 実施根拠	あり
Z/IBIXIX	健康增進法、
	健康增進法施行規則、
	茅ヶ崎市小規模特定給食施設における栄養管理に関する条例、
	茅ヶ崎市給食施設における栄養管理に関する規則
	食品表示法、
	食品表示基準、
 根拠法令	
根拠法令 抜粋	

部名	保健所	課かい名	地域保健課	
事務事業名	不育症治療費助成事	業		

	協力医療機関で不育症の診断後に実施した治療の助成を行います。
	1回の申請のうち、治療費の総額15万円を上限に助成します。
	1年度に1回、通算2年まで申請できます。
事業概要	

活動名		活動種別	活動時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
1	不育症治療費助成事業事務	申請等受付													
2					i								[
3													[
4					i										
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13													[
12 13 14															
15				Ĭ	i										

法的 実施根拠	あり
美 施依拠	〈要綱〉
	ネー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	▶ 5 茅ヶ崎市不育症治療費補助金
根拠法令 抜粋	
抜粋 	